

了鳥取県公報

平成16年6月15日(火) 号外第87号

每週火:金曜日発行

次 目

人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後							改 正	前		
表 (第	第2条	関係)		別	別表 (第2条関係)					
機	関	職	員		機	関	職	員		
略					酹	Ż				
知		部長 (産業技術セン	ンター及び農業大学		知		部長(産業技術t	zンター及び農業大学		
事		校の部長を除く。)	理事監 防災監		事		校の部長を除く。	,) 理事監 防災監		
の		次長参事監	司長 行政監察監		の		次長 参事監	局長 行政監察監		
事		課長 (農業大学校	の課長を除く。)		事		課長 (農業大学	校の課長を除く。)		
務		室長 (防災危機管理	里課情報システム管		務		室長 (防災危機管	管理課情報システム管		
部		理室及び産業技術や	センターの室長を除		部		理室及び産業技術	_{村センターの室長を除}		
局		く。) センター長	長 校長 参事 秘		局		く。) センター	-長 校長 参事 秘		

書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 (職員課、福利厚生室、行政経営推進 課改革推進担当、環境管理推進課及び 住宅政策課の主幹 (環境管理推進課及

び住宅政策課にあっては、庶務に関す 本庁 る事務を行う主幹に限る。) に限る。) 財政課主計員 主任監察員 水産課 取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課、福利厚生室及び行政経営推進 課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する 事務を行う職員に限る。) 職員課人 材評価担当の職員 (主幹及び副主幹を 除き、企画に関する事務を行う職員に 限る。) 職員課給与管理室室員(主幹 及び副主幹を除き、企画に関する事務 を行う室員に限る。) 行政経営推進 課改革推進担当の職員 (主幹及び副主 幹を除き、企画に関する事務を行う職 員に限る。)

備考

- 1 この表中「庶務」とは、人事、給与、服務及 び予算に関する事務をいう。
- 2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 庶務又は庁内取締りに関する事務を行う課長補 佐をいう。
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 (職員課、福利厚生室及び行政経営推 進課改革推進担当の主幹に限る。)

財政課主計員 主任監察員 水産課取 締船長 管財課管理係長 副主幹 (職 本庁|員課、福利厚生室及び行政経営推進課 改革推進担当の副主幹に限る。) 察員 職員課人材活用担当の職員 (主 幹及び副主幹を除き、企画に関する事 務を行う職員に限る。) 職員課人材 評価担当の職員 (主幹及び副主幹を除 き、企画に関する事務を行う職員に限 る。) 職員課給与管理室室員(主幹 及び副主幹を除き、企画に関する事務 を行う室員に限る。) 行政経営推進 課改革推進担当の職員 (主幹及び副主 幹を除き、企画に関する事務を行う職

員に限る。)

備考

略

- 1 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 人事、給与、服務、予算、庶務又は庁内取締り に関する事務を行う課長補佐をいう。
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成16年6月15日

子 鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦

鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

		改 正 後			改	正	前	
別表((第2条関	係)	別表	別表 (第2条関係)				
1	略		1	略				
2	岩美町		2	岩美町				
	機関	職		機関			職	
	略			略				
	保育所	所長 <u>副所長</u>		保育所	所長			
				保健セ	事務長			
				ンター				
	略			略				
3	略		3	略				
4	郡家町			郡家町				
	機関	職		機関			職	
	略			略				
	町長部	課長 <u>出納室長</u>		町長部	課長			
	局			局				
	略			略				
	教育委	教育長 課長		教育委	教育長	課長		
	員会事			員会事				
	務局			務局				
	中央公	館長						
	民館							
	略			略				
5 ~	5 ~ 12 略 13 鹿野町		5 -	~ 12 略				
13			13	鹿野町				
	機関	職		機関			職	
	略			略				
	町長部	課長 出納室長		町長部	課長	出納室長	多事	
	局			局				
	1		1	1				

略

14及び15 略

16 泊村

ハロイン	
機関	職
略	
村長部	課長_ 出納室長
局	
保育所	所長
保健福	所長
祉セン	
ター	
グラウ	所長
ンドゴ	
ルフの	
ふる里	
公園	
略	

- 17 略
- 18 三朝町

— -							
機関	職						
略							
町長部	課長 出納室長 参事 (総務課又は						
局	建設課に所属するものに限る。)						
	課長補佐 (総務課又は企画財政課に						
	所属するものに限る。)						
略							
略							

- 19~27 略
- 28 淀江町

•	~,_	J					
	機	関			職		
	略						
	保育園		園長				
	略						
	小学校		校長	教頭			

- 29 略
- 30 名和町

機関	職
略	
町長部	課長 出納室長
局	
略	

略

14及び15 略

16 泊村

VH1.1	
機関	職
略	
村長部	課長
局	
保育所	所長
略	

- 17 略
- 18 三朝町

機関	職						
略							
町長部	課長 出納室長 課長補佐 (総務課						
局	又は <u>財務課</u> に所属するものに限る。)						
福祉セ	館長						
ンター							
略							

- 19~27 略
- 28 淀江町

機	関			職		
H	各					
保育	所	所長				
H	各					
小岩	学校	校長	教頭			
幼科	隹園	園長				

- 29 略
- 30 名和町

機	関		職	
Βí	各			
町長	長部	課長		
局				
略				

31~53 略

備考

- 1 略
- 2 この表中「課長補佐 (総務課に所属するもの に限る。)」、「課長補佐 (総務課又は財務課に所 属するものに限る。」又は「課長補佐(総務課 又は企画財政課に所属するものに限る。)」とは、 これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職 員団体との関係に関する事務又は予算に関する 事務を行う課長補佐をいう。

31~53 略

備考

- 1 略
- 2 この表中「課長補佐 (総務課に所属するもの に限る。)」又は「課長補佐 (総務課又は財務課 に所属するものに限る。)」とは、これらの課長 補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関 係に関する事務又は予算に関する事務を行う課 長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

6	平成16年6月15日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第87号